（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による特例障害農林年金及び特例遺族農林年金に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による特例障害農林年金及び特例遺族農林年金に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「平成二十三年四月」を「平成二十四年四月」に改め、同条中「平成二十三年四月」を「平成二十四年四月」に、「〇・九八一」を「〇・九七八」に改める。

第四条第一項中「平成二十三年四月」を「平成二十四年四月」に、「〇・九九〇」を「〇・九八七」に、「〇・九八一」を「〇・九七八」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成二十三年四月から平成二十四年三月までの月分の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（以下「平成十三年統合法」という。）附則第二十一条から第四十四条までにおいて規定する特例退職共済年金、特例障害共済年金、特例遺族共済年金、特例退職年金、特例減額退職年金、特例通算退職年金、特例障害年金、特例遺族年金、特例通算遺族年金及び特例老齢農林年金の額の算定については、なお従前の例による。

2　平成二十三年四月から平成二十四年三月までの月分の平成十三年統合法附則第三十一条第一項に規定する特例退職共済年金、平成十三年統合法附則第三十八条第一項に規定する特例退職年金及び平成十三年統合法附則第三十九条第一項に規定する特例減額退職年金の支給の停止については、なお従前の例による。

第三条　平成二十四年三月以前の月分の平成十三年統合法附則第四十五条第一項に規定する特例障害農林年金及び平成十三年統合法附則第四十六条第一項に規定する特例遺族農林年金の額の算定については、なお従前の例による。

農林水産大臣　鹿野　道彦
内閣総理大臣　野田　佳彦

国民年金法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

平成二十四年三月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第六十一号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二十七条の二第四項、第二十七条の三第三項、第八十七条第六項、第九十四条第三項及び附則第九条の三の二第八項並びに厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十三条の二第五項及び第四十三条の三第四項（これらの規定を同法附則第十七条の四第七項において準用する場合を含む。）並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項ただし書中「平成二十一年三月」を「平成二十二年三月」に、「平成二十三年四月」を「平成二十四年四月」に改め、同項の表を次のように改める。

平成十四年度	〇・一二三
平成十五年度	〇・一〇七
平成十六年度	〇・〇九一
平成十七年度	〇・〇七二
平成十八年度	〇・〇五四
平成十九年度	〇・〇三八
平成二十年度	〇・〇二四
平成二十一年度	〇・〇一二

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第二条　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第二項第一号中「四・〇九二」を「四・〇八〇」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第三条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号。附則第二条において「昭和六十一年経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項の表第六条の四第三項及び第六条の五第二項の項中「八万九千四百円」を「八万八千五百円」に改める。

第九十四条及び第百十七条中「十一万二千七百円」を「十一万二千四百円」に改める。

第百三十六条第一項の表中「二七、一〇〇円」を「二七、〇〇〇円」に、「五四、二〇〇円」を「五四、〇〇〇円」に、「八一、二〇〇円」を「八一、〇〇〇円」に、「一〇八、三〇〇円」を「一〇八、〇〇〇円」に、「一三五、四〇〇円」を「一三五、〇〇〇円」に、「一六二、六〇〇円」を「一六二、〇〇〇円」に、「一八九、七〇〇円」を「一八九、〇〇〇円」に、「二一六、八〇〇円」を「二一六、〇〇〇円」に、「二四三、八〇〇円」を「二四三、〇〇〇円」に、「二七〇、九〇〇円」を「二七〇、〇〇〇円」に、「二九七、九〇〇円」を「二九七、〇〇〇円」に、「三二五、一〇〇円」を「三二四、〇〇〇円」に、「三五二、二〇〇円」を「三五一、〇〇〇円」に、「三七九、二〇〇円」を「三七八、〇〇〇円」に、「四〇六、三〇〇円」を「四〇五、〇〇〇円」に、「四三三、四〇〇円」を「四三二、〇〇〇円」に、「四六〇、五〇〇円」を「四五九、〇〇〇円」に、「四八七、六〇〇円」を「四八六、〇〇〇円」に、「五一四、七〇〇円」を「五一三、〇〇〇円」に、「五四一、八〇〇円」を「五四〇、〇〇〇円」に、「五六八、九〇〇円」を「五六七、〇〇〇円」に、「五九六、〇〇〇円」を「五九四、〇〇〇円」に、「六二三、一〇〇円」を「六二一、〇〇〇円」に、「六五〇、一〇〇円」を「六四八、〇〇〇円」に、「六七七、一〇〇円」を「六七五、〇〇〇円」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第四条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。